

山口県報

平成22年
6月18日
(金曜日)

目次

告示	1
道路の位置の指定(建築指導課)	1
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	1
公告	1
契約の締結(情報企画課)	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	3
平成二十二年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)	3
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	4
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課)	5
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	8
契約の締結(技術管理課)	8
選管告示	8
直接請求に必要な有権者の数	8
雑報	8
県報の正誤(平成十八年六月九日山口県公告(三一一))	九

山口県告示第二百五十三号



建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市瑞穂町四丁目六九五の四	六・〇	三五・一	二二四・四一

山口県告示第二百五十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立田布施農工高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県立田布施農工高等学校特別教室新築工事
 - (一) 工事場所 熊毛郡田布施町大字波野字長迫及び字駒方地内
 - (二) 工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造	地上四階建	三、七〇六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA

等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年六月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年七月六日から同月九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十二年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(一九八) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十二年四月二十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目二九番二一号

六 落札金額

千七十六万二千九百二十円

七 入札公告日

平成二十二年三月十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

(一九九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年八月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口サッカー夢プロジェクト

代表者の氏名 澤田 健規

主たる事務所の所在地 防府市開出西町二三番七号

三 定款に記載された目的

地域住民や子供に対して、サッカーを通して夢を与え、プロサッカー選手などによるイベント開催などの事業を行うことにより、スポーツの振興及び子供の健全育成に寄与すること。

(二〇〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十二年七月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口現代芸術研究所

代表者の氏名 奥津 聖

主たる事務所の所在地 山口市周布町三番五〇―四五号

(二〇一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十二年八月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人あとう観光協会

代表者の氏名 柴田 守之

主たる事務所の所在地 山口市阿東徳佐中三三八二番地

(二〇二) 平成二十二年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十二年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十二年九月五日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

- 1 衛生法規に関する知識
- 2 公衆衛生に関する知識
- 3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

- (1) 薬品の鑑別
- (2) 繊維の識別
- (3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿100パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十二年七月二十日(火曜日)から同年八月六日(金曜日)まで(郵送の場合)は、八月六日までの消印のあるものは、有効とする。

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地为所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三ー八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 受験資格があることを証明する書類
- (四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

(一) 合格者の発表は、平成二十二年九月二十一日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十一センチメートル以上)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三ー九三三ー二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ニトリ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作二四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ニトリ 住所 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 代表者の氏名 似鳥 昭雄

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、一五三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一一四台

(二) 駐車場の収容台数

四二台

(三) 荷さばき施設の面積

九一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社二下り

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十二年六月四日

(二〇四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七

代表者の氏名 羽間 和彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	横田 稔弘	羽間 和彦

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成十八年五月二十六日

(二〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社エディオンWE 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 友則 和寿

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社デオデオ	変更後 株式会社エディオンWEST
"	"	"

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ下松店・アルク下松店

所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社エディオンWEST 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 友則 和寿

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 藏澄 均	変更後 田中 康男
株式会社丸久	"	"

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

(二〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 藏澄 均	変更後 田中 康男
株式会社丸久	"	"

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	田中 康男	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社丸久	変更前	田中 康男	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	変更前	田中 康男	変更後

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(二〇七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 光ショッピングセンターベスト

所在地 光市島田一丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

協同組合ベスト 光市島田一丁目二番一〇号

ベスト開発株式会社 " " 國廣 由樹

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	田中 康男	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久	変更前	田中 康男	変更後

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年四月七日

(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市総合政策部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チエーン美祢店

所在地 美祢市大嶺町東分一三三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二号 原田 頼幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	原田 頼幸	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社サンマート	変更前	原田 頼幸	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サンマート	変更前	原田 頼幸	変更後

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十一年五月二十八日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロックタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 羽間 和彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業者の閉店時刻 株式会社岩崎宏健堂	午後八時	午後九時

四 届出年月日

平成二十二年五月二十七日

五 変更年月日

平成二十二年五月二十九日

(二一〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年六月十八日

山口県知事 二井 関成

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

土木設計積算システム装置 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十二年五月十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

一億三千八百二十二万六千二百四十円

七 入札公告日

平成二十二年三月二十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



山口県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十二年六月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顕

一六	ページ	下	段	表中	箇所	石坂 章祥	誤	石坂 彰祥	正
----	-----	---	---	----	----	-------	---	-------	---

正 誤
 平成十八年六月九日山口県公告(三二一)(土地改良区役員の届出)



県の教育委員会の委員の解職の請求	副知事並びに選挙管理委員及び公安委員の解職の請求	知事の解職の請求	県議会の議員の解職の請求	県議会の解散の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	県条例の制定又は改廃の請求	直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	地方自治法第八十六條第一項	地方自治法第八十一條第一項	地方自治法第八十條第一項	地方自治法第七十六條第一項	地方自治法第七十五條第一項	地方自治法第七十四條第一項			
			大島郡選挙区 熊毛郡選挙区 下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市選挙区 防府市選挙区 岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祇市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区						二六八、七〇六 二四、二四五

平成二十二年六月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁